

パブリックコメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和3年（2021年）
6月 1日（火）から
6月30日（水）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

時代にふさわしい行財政経営を目指して

宝塚市では、

宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）

について、市民のみなさんからのご意見を募集しています。



（お問合せ先）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 企画経営部 行財政改革室
行革推進課・財政課
Tel 0797-77-4571 Fax 0797-72-1419

宝塚市行財政経営方針(案)及び財政規律(案)への意見募集について

1 宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）とは

（1）宝塚市行財政経営方針（案）

人口減少や少子高齢化など市を取り巻く環境が変化していく中、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化する中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を定めるものです。

（2）財政規律（案）

財政運営に関する規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指すものです。

2 宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）策定の経過

市の部長級以上の職員で構成する宝塚市行財政経営戦略本部（本部長：市長）で令和2年（2020年）9月3日～令和3年（2021年）4月28日に3回の審議を実施し、市の室長級の職員等で構成する宝塚市行財政経営検討会でも審議を重ね、宝塚市政策アドバイザーの関西学院大学・上村敏之教授の助言を受けて策定しました。

3 宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）のポイント

（1）宝塚市行財政経営方針（案）

① 趣旨・目的・背景

市は、これからのまちづくりを市民と行政がともに進めることを柱とする第6次宝塚市総合計画を策定しました。現在、人口減少や少子高齢化などにより、市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されるほか、パンデミックや大規模災害などにも備える必要があり、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

② 考え方・論点

時代にふさわしい行財政経営の実現に向けては、これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指していく必要があります。

また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人々が住みやすい、住み続けたい、関わりたいと感じる、そのような価値を共創していくことが重要となります。

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、5つの方針を掲げます。具体的な取組項目は、宝塚市行財政経営アクションプラン（仮称）として後に定め、展開していきます。

【5つの方針】

- 方針1 多様な主体との協働・共創
- 方針2 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり
- 方針3 限られる経営資源の適正配分
- 方針4 職員の働きがいの創出
- 方針5 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

(2) 財政規律（案）

① 趣旨・目的・背景

財政運営に関する規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指します。

② 考え方・論点

- 1.経営資源の適切な配分、2.地方債の発行方針、3.基金の方針の3点について、財政運営に関する規律を定めます。
- また、健全で持続可能な財政運営の実現と、将来を見据えた財政基盤を構築するための、数値目標を定めます。

4 意見募集の目的

宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反

映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市行財政経営方針（案） 概要版
- ④ 宝塚市行財政経営方針（案）
- ⑤ 財政規律（案） 概要版
- ⑥ 財政規律（案）

5 宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- ① 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

トップページから「宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）」で検索するか、または「検索用 ID : 1004740」を入力し検索してください。右の二次元コードからもご覧いただけます。



- ② 市の窓口

・市役所行革推進課、財政課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和3年（2021年）6月1日（火）から令和3年（2021年）6月30日（水）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所行革推進課・財政課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和3年（2021年）6月30日（水）必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）「市役所企画経営部行財政改革室行革推進課・財政課」

電話番号 0797-77-4571

ファクシミリ 0797-72-1419

電子メールアドレス m-takarazuka0282@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

（行革推進課・財政課は市役所3階です。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所行革推進課・財政課（3階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市行財政経営方針（案）及び財政規律（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見締切り】

令和3年（2021年）6月30日（水）必着

【お問い合わせ・提出先】

宝塚市役所 企画経営部
行財政改革室
行革推進課・財政課（市役所3階）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL： 0797-77-4571

FAX： 0797-72-1419

E-mail：

m-takarazuka0282@city.takarazuka.lg.jp

【意見】※ 該当する項目を選んでください。

・全般に関すること

宝塚市行財政経営方針（案）

財政規律（案）

・特定の部分に関すること

宝塚市行財政経営方針（案） _____ ページの _____ 行目からの部分

財政規律（案） _____ ページの _____ 行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いいたします。その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

宝塚市行財政経営方針（案）

市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化の中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を策定します。

これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、人々の暮らしをあらゆる面でより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現に向けて、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指します。また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人々が、住みやすい、住み続けたい、関わりたいまちを目指します。

【方針1】 多様な主体との協働・共創

地域社会で人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は市民や市民団体・民間事業者など多様な主体が協力し合う場を設定する役割を担い、市民や多様な主体とともにまちづくりを進めていくことが重要です。地域ごとのまちづくり計画を協働により進めていきます。また、将来のありたい姿を市民や多様な主体と共有・共感し、様々な人々を惹き付け、地域とのかかわりを深めていくことで、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を共創していきます。

- 主な推進項目**
- ・情報共有の推進
 - ・市民や多様な主体との協力関係の構築
 - ・市民や多様な主体との協働・共創による価値の創造

【方針3】 限られる経営資源の適正配分

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには、データなどの根拠に基づき、将来に成果を生み出す事業や分野に対して、限られる経営資源を適正に配分することが不可欠です。市が実施する施策や事業は成果を重視し、豊かさの実感に向けてどのような成果につながったのか、説明責任を果たし、市民や多様な主体からの信頼確保に努めていきます。これらの実現に向けて、根拠に基づく政策立案の推進やPDCAサイクルの強化により、施策や事業のマネジメントを適切に行います。

- 主な推進項目**
- ・PDCAサイクルの強化
 - ・ロジックモデルの活用やEBPMの推進
 - ・将来に成果を生み出す事業や分野への経営資源の適正配分
 - ・財政の中長期見直しによる課題の可視化
 - ・施策や事業の成果の可視化
 - ・公共施設マネジメントの推進

【方針2】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり

【方針2-1】 財政基盤

財政規律を明示し、健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤を構築します。財源不足の解消を目的とした減量型の行財政改革の限界を踏まえ、新しい技術や手法の活用、民間との連携などにより、限られる財源で成果を最大化する価値創造型の行財政経営へと転換していきます。

- 主な推進項目**
- ・規律に基づく財政運営
 - ・市税をはじめとする債権の適正な管理
 - ・使用料や手数料など受益者負担の適正化
 - ・新たな歳入の確保
 - ・特別会計・地方公営企業・外郭団体などの健全化

【方針4】 職員の働きがいの創出

大きく変化する時代においては、職員一人ひとりが、まちづくりのプロフェッショナルとして使命感を持つことが重要です。前例にとらわれず、自ら考え、自らを律し、自ら行動する職員を育成します。そして、市民や多様な主体と繋がり、各専門分野の力を取り入れ、テクノロジーによる便利なサービスと、ヒトならではの温かさあるサービスの融合により、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。また、様々な個性、知識や能力、職務経験などを持った職員一人ひとりがより能力を発揮し、納得、満足ある働き方ができるよう、取り組んでいきます。

- 主な推進項目**
- ・働きがいの実感による生産性の向上
 - ・ヒトでしかできない業務への重点化
 - ・多様な主体と連携・協力し、行動する職員の育成

【方針2-2】 組織基盤

DXの推進に必要な知識と意識を身につけ、未来の市民の暮らしをいかに守っていくのかを考え、課題を発見し、行動する職員を育成します。また、社会の変化や課題に的確に対応できる組織とするため、部署を跨ぐような課題には必要に応じて柔軟に組織を見直すなど、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。

- 主な推進項目**
- ・機能的で連携のとれた業務執行体制の整備
 - ・外部人材を含めた人材の最大活用
 - ・職員の意識改革の推進
 - ・ダイバーシティの推進

【方針5】 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

人口減少、少子高齢化などを背景に、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルを抜本的に変革し、新たな成長や競争力強化につなげるDXへの対応が企業を中心に取り組まれています。一方、国はデジタル庁を創設し、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。本市においては、国が目指す姿を実現するとともに、DXの本質である「変革」を重視し、これまでの延長線での発想や行動にとられない職員の育成や、時代の変化に対応できる組織づくりを進め、DXを推進します。

- 主な推進項目**
- ・行政サービスの変革
 - ・DXの推進に向けた職員意識の醸成
 - ・業務フローの整備や標準化の推進
 - ・市民視点（住民本位）での価値の追求

【方針2-3】 デジタル・データ基盤

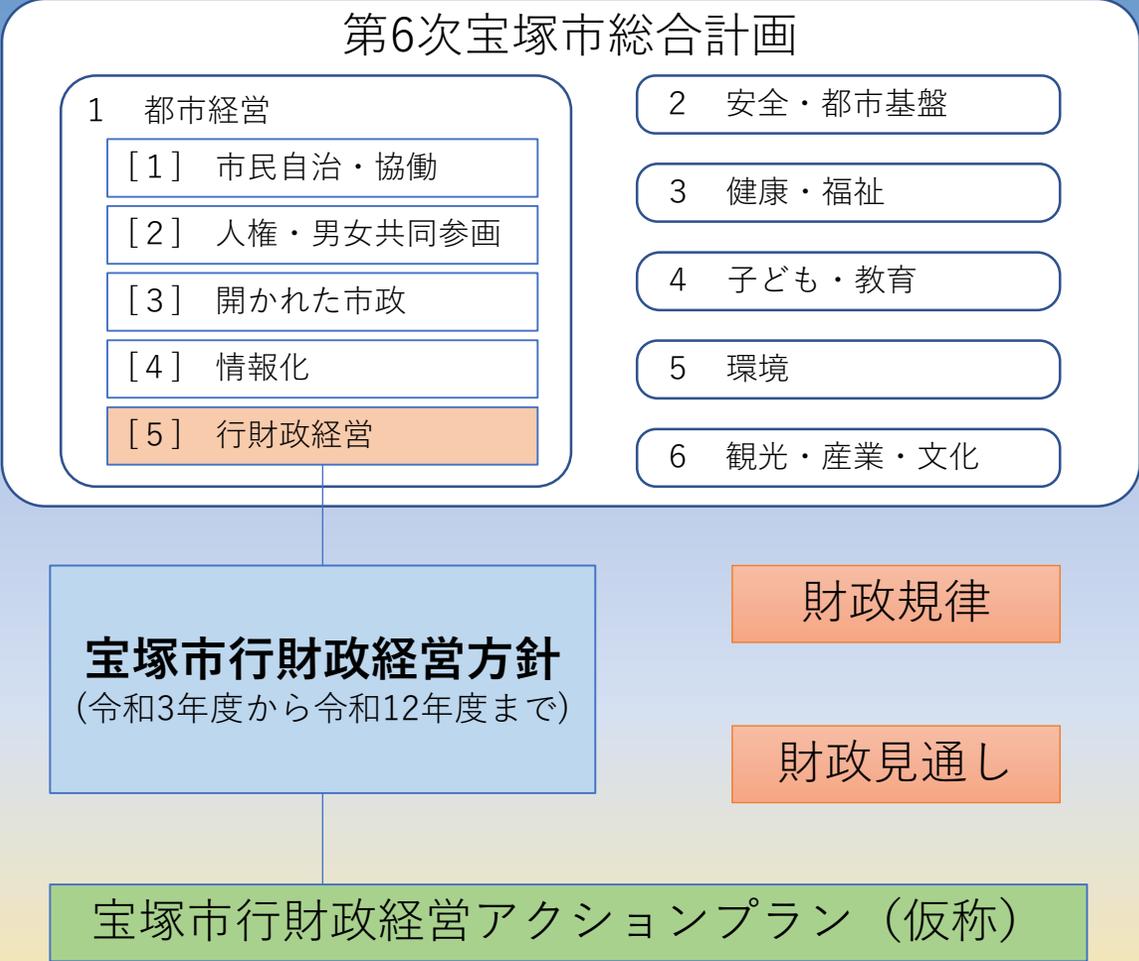
圧倒的に利便性の高い行政手続きを実現するなど、日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを目指し、デジタル化を推進します。デジタル技術を活用し、職員の仕事をヒトでしかできない業務へと移行し、前例にとらわれず、データなどの根拠に基づく政策立案を進めるため、デジタル・データの整備及びデータ分析のための基盤を構築します。

- 主な推進項目**
- ・オンラインで手続きができる仕組みの構築
 - ・職員がより能力を発揮できるICT環境の構築
 - ・データ整備・データ分析のための基盤構築

宝塚市行財政経営方針の位置づけ

本方針は、第6次宝塚市総合計画を実現するため、本市の行財政経営の基本的な方針を示すものであり、第6次宝塚市総合計画の下位計画として位置づけるものです。

具体的な取組項目は宝塚市行財政経営アクションプラン（仮称）として後に定め、展開していきます。



宝塚市行財政経営方針（案）

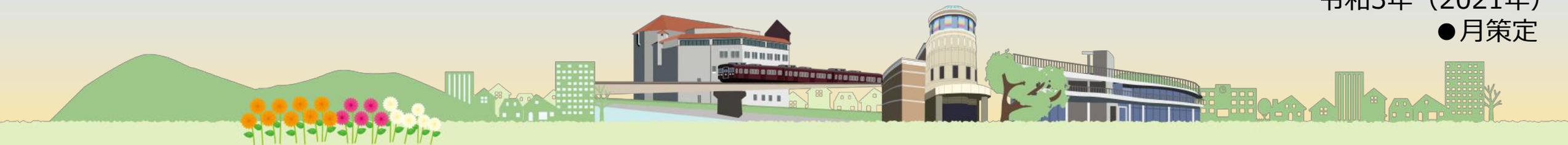
時代にふさわしい行財政経営により

活動・活躍できる場をつくり 暮らしを支え まちを未来につなげていく

第6次宝塚市総合計画のスローガン「わたしの舞台は たからづか」に込める想い

The Transformation of Takarazuka

令和3年（2021年）
●月策定



1 はじめに

市は、これからのまちづくりを市民と行政がともに進めることを柱とする第6次宝塚市総合計画を策定しました。現在、人口減少や少子高齢化などにより、市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されるほか、パンデミック^(※1)や大規模災害などにも備える必要があります、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

その実現に向けては、これまでの延長線での発想や行動にとらわれず、DX（デジタルトランスフォーメーション）^(※2)に取り組み、行財政経営の仕組みや業務の進め方を変革するとともに、社会の変化や課題に的確に対応できる組織を目指していく必要があります。

また、協働をさらに推進し、活動・活躍できる場をつくり、まちへの愛着や誇りを育むことによって、多くの人々が住みやすい、住み続けたい、関わりたいと感じる、そのような価値を共創していくことが重要となります。

市民の暮らし方、働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化する中、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造し、総合計画を着実に推進していくために、新たな行財政経営方針を策定します。

※1 パンデミック：伝染病の世界的大流行のこと。

※2 DX(デジタルトランスフォーメーション)：ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

5つの 方針

変革と協働により、これからの時代にふさわしい行財政経営を実現し、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。

方針1 多様な主体との協働・共創

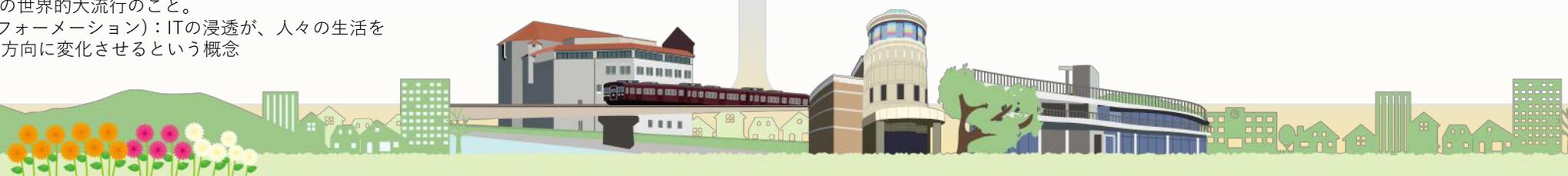
方針2 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり

方針3 限られる経営資源の適正配分

方針4 職員の働きがいの創出

方針5 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

この方針の対象期間は、令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)の10年間とします。ただし、社会情勢の変化などに迅速に対応するため、適宜見直しを行うものとします。



2 【方針1】 多様な主体との協働・共創

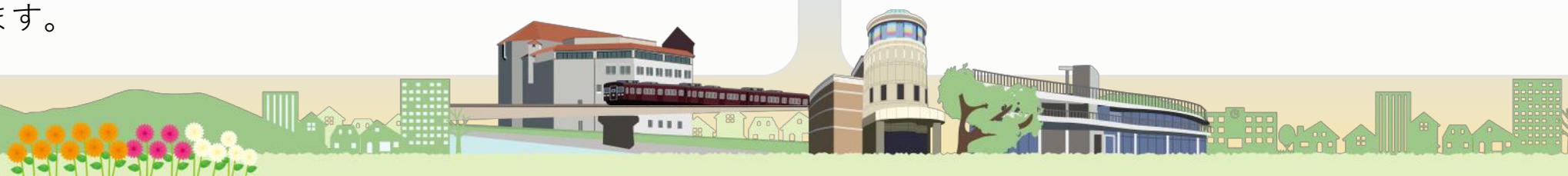
人口減少や少子高齢化などにより、地域社会における人々の暮らしを支える機能が低下し、持続可能性が課題となる中、今後、自治体は市民や市民団体・民間事業者など多様な主体が協力し合う場を設定する役割を担い、職員はコミュニケーション能力やコーディネート能力をさらに高め、市民や多様な主体とともにまちづくりを進めていくことが重要です。

このような認識のもと、地域ごとのまちづくり計画の具体的な取組を協働により進めていきます。また、行財政経営を「見える化」し、市民や多様な主体と情報を共有するとともに、職員は様々な場で市の目指すビジョンを語り、将来のありたい姿を市民や多様な主体と共有・共感し、様々な人々を惹き付け、地域とのかかわりを深めていくことで、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を共創していきます。

主な推進項目

- ① 情報共有の推進
様々な手段を用いて、市の現状や課題、地域の状況などの情報の共有を推進します。
- ② 市民や多様な主体との協力関係の構築
まちづくりにかかわる市民や多様な主体を増やし、協力関係を構築します。また、他自治体などとの広域連携を推進します。
- ③ 市民や多様な主体との協働・共創による価値の創造
市民や多様な主体との協働により価値を生み出すリビングラボ^(※3)などの取組を進めます。

※3 リビングラボ：複雑な社会課題を解決するために、生活環境での実験を通して利用者と提供者が実践と評価を重ね、そこからサービスや商品を生み出す一連の活動のこと。

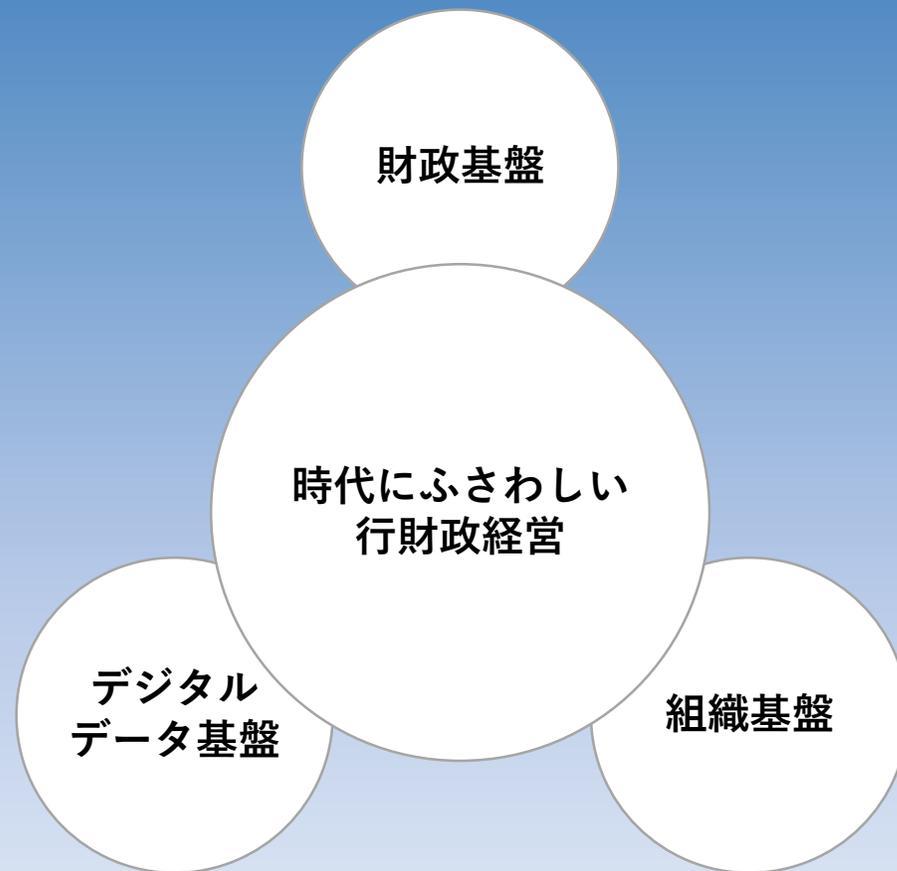


2 【方針2】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり

時代の変化に適応し、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには

- 財政基盤
- 組織基盤
- デジタル・データ基盤

この3つの基盤が重要であり、これらを令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3カ年で強化します。



2 【方針2-1】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり (財政基盤)

財政基盤

財政規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指します。

財政基盤の構築にあたっては、これまでの財源不足の解消を目的とした減量型の行財政改革の限界を踏まえ、新しい技術や手法の活用、民間との連携などにより、限られる財源で成果を最大化する価値創造型の行財政経営へと転換していきます。

主な推進項目

- ① 規律に基づく財政運営
財政規律に基づき、健全で持続可能な財政運営を実現します。財政規律は、この方針にあわせて策定します。
- ② 市税をはじめとする債権の適正な管理
市民負担の公平性・公正性の確保の観点から、未収金対策をはじめとする債権管理の取組を進めます。
※市税などの債権についての適正な管理や、使用料や手数料など受益者負担の適正化にかかる取組などは別途定めます。
- ③ 使用料や手数料など受益者負担の適正化
一定の基準に基づき、事業継続の観点で使用料や手数料などの受益者負担の適正化を進めます。
- ④ 新たな歳入の確保
ふるさと納税の推進、広告料の確保、ネーミングライツ^(※4)などに取り組みます。
- ⑤ 特別会計・地方公営企業・外郭団体などの健全化
特別会計の適切な運営により一般会計からの繰出金を抑制するとともに、公営企業の経営健全化に取り組みます。外郭団体などについては、市の施策に沿った事業展開と、自主的・主体的な経営を促進します。

※4 ネーミングライツ：公共施設などの命名権のこと。



2 【方針2-2】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり (組織基盤)

組織基盤

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を追求し創造するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に必要な知識と意識を身につけ、未来の市民の暮らしをいかに守っていくのかを考え、課題を発見し、行動する職員を育成します。

また、社会の変化や課題に的確に対応できる組織とするため、部署を跨ぐような課題には必要に応じて柔軟に組織を見直すなど、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。

主な推進項目

- ① 機能的で連携のとれた業務執行体制の整備
課題に向けて取り組む、機能的で連携のとれた体制の整備を進めます。
- ② 外部人材を含めた人材の最大活用
時代の変化をとらえ、外部人材の活用も含め、組織力及び人材力強化に向けた取組を進めます。
- ③ 職員の意識改革の推進
イノベーション^(※5)促進のための人事評価・人材育成とするとともに、国、県、民間含めた人事交流の推進や副業の検討を行うことなどにより、職員の意識改革を推進します。
- ④ ダイバーシティ^(※6)の推進
一人ひとりの職員が、互いの個性を尊重し、認め合い、活かし合うことにより、さらに能力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進します。

※5 イノベーション：新しいアイデアから社会的意義のある価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革のこと。

※6 ダイバーシティ：直訳すると「多様性」。多様な人材のそれぞれの能力を活かすことで組織力を高めようとする取組のこと。



2 【方針2-3】 時代の変化に適応し続けるための基盤づくり (デジタル・データ基盤)

デジタル・データ基盤

時間や場所を選ばない、圧倒的に利便性の高い行政手続きを実現するなど、日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを目指し、デジタル化を推進します。

これまでの仕事の進め方にとらわれず、業務改革（BPR^(※7)）を推進し、RPA^(※8)やAI^(※9)などのデジタル技術を活用するとともに、業務の効率化を図り、職員の仕事を「ヒトでしかできない業務」へと移行していきます。また、前例や経験にとらわれず、データなどの根拠に基づく政策立案（EBPM^(※10)）を進めます。

これらを実現するため、デジタル・データの整備及びデータ分析のための基盤を構築します。

※7 BPR：Business Process Reengineeringの略。ビジネスプロセスを見直し、抜本的に再構築（リエンジニアリング）する手法。業務改革のこと。

※8 RPA：Robotic Process Automationの略で、ソフトウェアロボットによる自動化のこと。

※9 AI：Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。

※10 EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略で、統計や業務データなどの客観的な根拠に基づく政策立案のこと。

主な推進項目

- ① オンラインで手続きができる仕組みの構築
市民が来庁することなく、オンラインで行政手続きができるシステムの整備を推進します。
- ② 職員がより能力を発揮できるICT環境の構築
テレワーク、WEB会議システムなど、職員がパソコンを通じて、必要な情報にアクセスし、必要な人と効率的なコミュニケーションや情報共有を図ることができるICT環境の構築を進めます。
- ③ データ整備・データ分析のための基盤構築
データの収集、蓄積、分析、可視化の機能を持つ基盤の構築を進めるとともに、データの有効活用に関する職員意識の向上に努めます。



2 【方針3】 限られる経営資源の適正配分

市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していくためには、市民生活や地域における課題を発掘し、データなどの根拠（エビデンス^{※11}）に基づき、将来に成果を生み出すことが見込まれる事業や分野に対して、限られる経営資源を適正に配分すること（ワイズスペンディング^{※12}）が不可欠です。

市が実施する施策や事業は成果を重視し、豊かさの実感に向けてどのような成果につながったのか、説明責任を果たし、市民や多様な主体からの信頼確保に努めていきます。

これらの実現に向けて、ロジックモデル^{※13}の活用や根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進、PDCAサイクルの強化により、施策や事業のマネジメントを適切に行います。

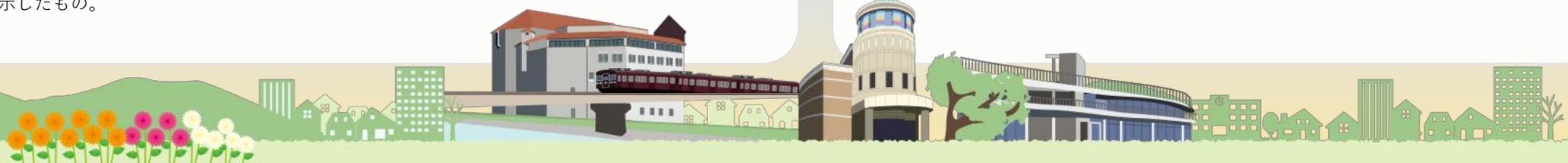
※11 エビデンス：客観的な根拠のこと。

※12 ワイズスペンディング：賢い支出という意味。不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対して選択的に行うことが望ましいという意味で用いられる。

※13 ロジックモデル：施策における論理的な構造のことで、施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの。

主な推進項目

- ① PDCAサイクルの強化
実施計画、予算編成、事務事業評価などを連動させ、PDCAサイクルを強化します。
- ② ロジックモデルの活用やEBPMの推進
施策がその目的を達成するに至る因果関係を意識し、根拠（エビデンス）に基づいた政策立案を推進します。
- ③ 将来に成果を生み出す事業や分野への経営資源の適正配分
根拠（エビデンス）に基づき限られる経営資源を適正に配分する、ワイズスペンディングを推進します。
- ④ 財政の中長期見通しによる課題の可視化
10年間の財政見通しを毎年作成し、今後の財政課題を明らかにしていきます。
- ⑤ 施策や事業の成果の可視化
成果重視の観点のもと、様々な施策や事業の成果を可視化します。
- ⑥ 公共施設マネジメントの推進
公共施設の最適化に向けて、公共施設マネジメントの取組を推進します。



2 【方針4】 職員の働きがいの創出

人口減少などによる社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、市民の暮らし方や働き方は大きく変わりつつあります。

このように大きく変化する時代においては、職員一人ひとりが、まちづくりのプロフェッショナルとして使命感を持つことが重要です。

前例にとらわれず、自身の意識改革や意欲の向上を図り、自ら考え、自らを律し、自ら行動していく職員を育成します。そして市民や多様な主体と繋がり、各専門分野の力を取り入れながら、テクノロジーによる便利なサービスと、ヒトならではの温かさあるサービスの融合により、市民が日々の暮らしに豊かさを実感できる価値を創造していきます。

また、職員の多様な価値観を認めることにより、様々な個性、知識や能力、職務経験などを持った職員一人ひとりがより能力を発揮し、納得、満足ある働き方ができるよう、取り組んでいきます。

主な推進項目

- ① 働きがいの実感による生産性の向上
職員の多様な価値観を認めることにより、仕事に対する誇り、職員同士の連帯感、貢献性の実感につなげ、生産性の向上を図ります。
- ② ヒトでしかできない業務への重点化
AIやRPAなどを活用するなどにより、職員の仕事を「ヒトでしかできない業務」に重点化し、職員の働きがいの向上に取り組みます。
- ③ 多様な主体と連携・協力し、行動する職員の育成
積極的に多様な主体や他の自治体などつながり、自らを高め、自ら市民のために行動する自律型の人材を育成します。



2 【方針5】 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

人口減少、少子高齢化などを背景に、デジタル技術を活用して、これまでの事業や組織文化、ビジネスモデルを抜本的に変革し、新たな成長や競争力強化につなげる取組、いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応が企業を中心に取り組まれています。

一方、国においては、これまでの省庁間の縦割りを打破し、行政DXの司令塔となるデジタル庁を創設し、デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。

本市においては、国が目指す姿を実現するとともに、DXの本質である「変革」を重視し、これまでの延長線での発想や行動にとられない職員の育成や、時代の変化に対応できる組織づくりを進め、DXを推進します。

主な推進項目

- ① 行政サービスの変革
プッシュ型^{※14}のオンライン行政手続き、キャッシュレスの実現、民間サービスとの融合、チャットボット^{※15}など、既存の行政サービスにとられない取組を進めます。
- ② DXの推進に向けた職員意識の醸成
新しいことにチャレンジできる職員の育成や制度の整備、縦割り組織の弊害の除去、市民・多様な主体との連携の強化などにより、DXの推進に向けた職員意識の醸成に取り組みます。
- ③ 業務フローの整備や標準化の推進
業務の自動化や柔軟な働き方を実現し、職員の仕事をヒトでしかできない業務に移行していくために、業務フローの整備や標準化を推進します。
- ④ 市民視点（住民本位）での価値の追求
人々の生活を豊かにするというDXの考え方にに基づき、市民の多様な幸せを実現できる、一人ひとりのニーズに合った価値を追求します。

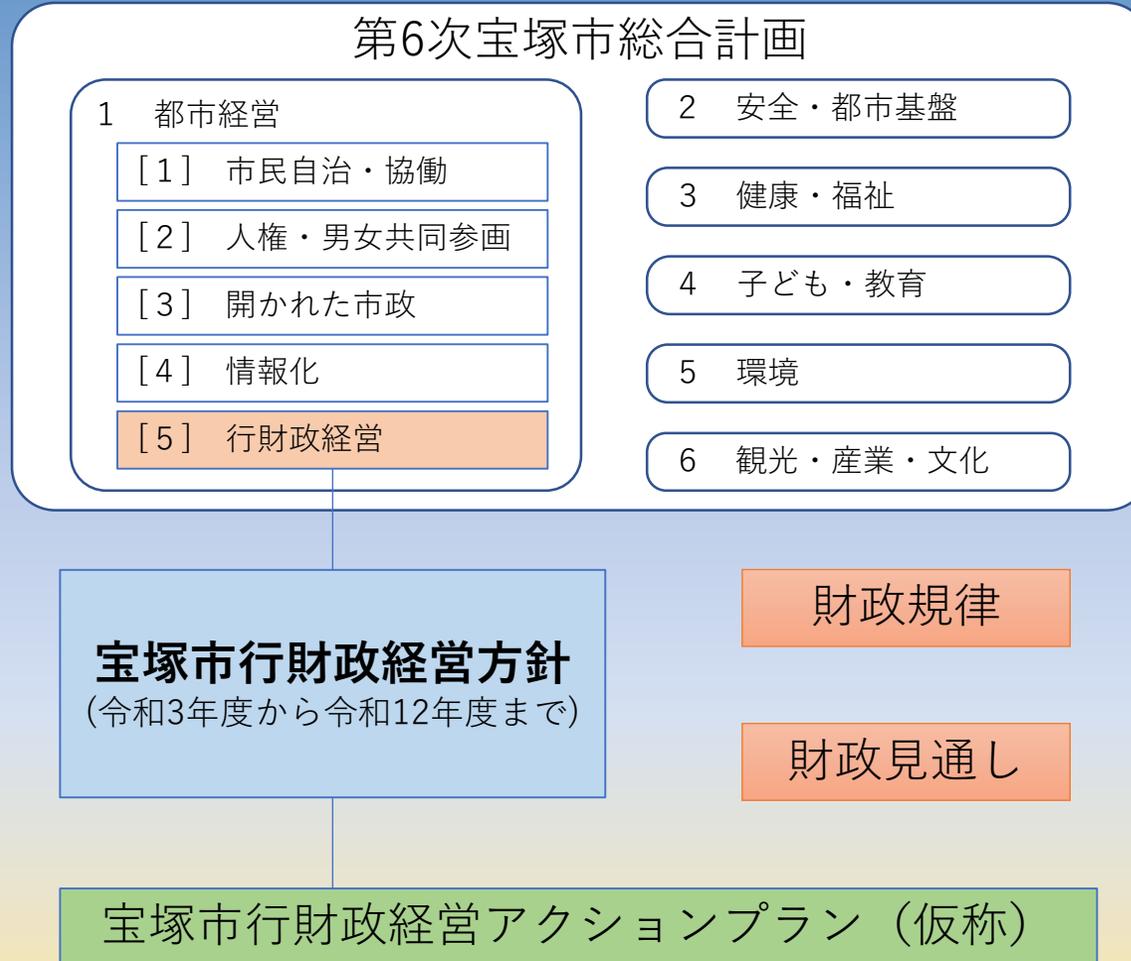
※14 プッシュ型：市民が行政に問い合わせるのではなく、行政がサービスの対象者に個別にお知らせすること。

※15 チャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラムのこと。

3 宝塚市行財政経営方針の位置づけ

本方針は、第6次宝塚市総合計画を実現するため、本市の行財政経営の基本的な方針を示すものであり、第6次宝塚市総合計画の下位計画として位置づけるものです。

具体的な取組項目は宝塚市行財政経営アクションプラン（仮称）として後に定め、展開していきます。



財政運営に関する規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指します。

1. 経営資源の適切な配分

- ・ 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- ・ インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- ・ 新規・拡充事業に係る一般財源については、事業の選択と集中により対応する。

2. 地方債の発行方針

- ・ 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする^(※)。
- ・ インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする^(※)。
- ・ 地方債の発行に際しては、普通交付税措置のある地方債を積極的に活用する。
※国の補正予算措置に基づく場合を除く。

3. 基金の方針

- ・ 災害などの不測の事態に備えるため、平常時には財政調整基金残高を標準財政規模の10%以上とする。
- ・ 災害などの不測の事態に対応したことにより財政調整基金残高が標準財政規模の10%を下回る場合は、おおむね3年以内に10%以上に戻すように努める。
- ・ 公債費の増加に対応するため、償還財源を計画的に市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金に積み立てる。
- ・ 建物施設の新設または建替などを行う際は、一般財源相当額を計画的に公共施設等整備保全基金などに積み立てる。

健全で持続可能な財政運営を実現するための数値目標

| 項目 | 数値目標 |
|----------|----------------------|
| 実質赤字比率 | —（実質赤字なし） |
| 連結実質赤字比率 | —（連結実質赤字なし） |
| 実質公債費比率 | 県下市平均程度 |
| 将来負担比率 | 県下市平均程度 |
| 実質単年度収支 | プラス（+）を確保 |
| 経常収支比率 | 95%程度 |
| 市税収納率 | 県全体の収納率以上 |
| 職員数 | 定員管理方針・定員適正化計画に基づく人数 |

将来を見据えた財政基盤を構築するための数値目標

| 項目 | 数値目標 |
|---------------------|-------------------------------------|
| 財政調整基金 | 基金残高標準財政規模の10%以上 |
| 公共施設等整備保全基金 | 毎年2億円以上積み立て |
| 市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金 | 年度により変動があるため、積み立て額は毎年作成する財政見通しで明示する |

財政規律（案）

財政運営に関する規律を明示することにより、今後の社会環境の変化に伴う課題に対応できる健全で持続可能な財政運営の実現と、災害などの不測の事態や様々な財政課題に対応できる財政基盤の構築を目指します。

1. 経営資源の適切な配分

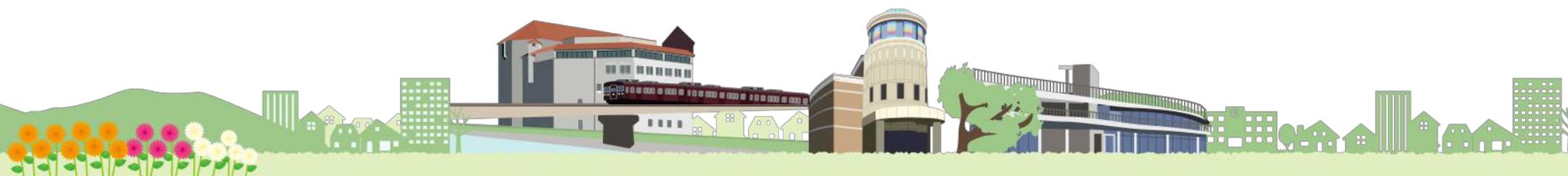
- 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る一般財源について、必要額を見込み財政見通しに計上する。
- 新規・拡充事業に係る一般財源については、事業の選択と集中により対応する。

2. 地方債の発行方針

- 建物施設（企業会計の施設を除く）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする^(※)。
- インフラ施設（道路、橋りょう、公園など）の維持・更新に係る地方債発行額について、財政見通しに見込み、その額以下とする^(※)。
- 地方債の発行に際しては、普通交付税措置のある地方債を積極的に活用する。※国の補正予算措置に基づく場合を除く。

3. 基金の方針

- 災害などの不測の事態に備えるため、平常時には財政調整基金残高を標準財政規模の10%以上とする。
- 災害などの不測の事態に対応したことにより財政調整基金残高が標準財政規模の10%を下回る場合は、おおむね3年以内に10%以上に戻すように努める。
- 公債費の増加に対応するため、償還財源を計画的に市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金に積み立てる。
- 建物施設の新設または建替などを行う際は、一般財源相当額を計画的に公共施設等整備保全基金などに積み立てる。



健全で持続可能な財政運営を実現するための数値目標

| 項目 | 数値目標 | R元年度数値（参考） |
|----------|----------------------|-----------------------|
| 実質赤字比率 | —（実質赤字なし） | —（実質赤字なし） |
| 連結実質赤字比率 | —（連結実質赤字なし） | —（連結実質赤字なし） |
| 実質公債費比率 | 県下市平均程度 | 3.6%（県下市平均は6.1%） |
| 将来負担比率 | 県下市平均程度 | 22.6%（県下市平均は42.5%） |
| 実質単年度収支 | プラス（+）を確保 | △86,148千円 |
| 経常収支比率 | 95%程度 | 96.9% |
| 市税収納率 | 県全体の収納率以上 | 96.1%（県全体は97.2%） |
| 職員数 | 定員管理方針・定員適正化計画に基づく人数 | 1,579人 ^(※) |

※職員数は、令和元年4月1日時点の公営企業を除く常勤職員数に、再任用定数（週4日再任用職員数に0.8をかけた数）を加えたもの。

将来を見据えた財政基盤を構築するための数値目標

| 項目 | 数値目標 | R元年度末基金残高（参考） |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| 財政調整基金 | 基金残高標準財政規模の10%以上 | 5,408,183千円 （対標準財政規模：12.3%） |
| 公共施設等整備保全基金 | 毎年2億円以上積み立て | 384,978千円 |
| 市債管理基金及び新ごみ処理施設建設基金 | 年度により変動があるため、積み立て額は毎年作成する財政見通しで明示する | 市債管理基金：245,835千円 新ごみ処理施設建設基金：1,399,428千円 |

